

## 第3章. 共働を進めるにあたって

共働には様々な形態があります。情報交換や物的支援などの比較的緩やかな関わりから、契約に基づく委託、共催、行政によるNPOへの補助金支援など、事業目的や内容に応じて、最も効率的かつ効果的な共働の形態が考えられます。

第3章では、共働事業の基本原則、進め方、課題やニーズ把握、パートナー選定、事業化までの流れ、そして実施後の振り返りや評価について説明します。

### 1. 共働の基本原則は（ポイント）

NPOと行政が共働を進める際には、次の基本原則（ポイント）についてお互いに理解しておく必要があります。

#### (1) 目的・目標の共有

共働の目的は、地域課題を解決することであり、共働は課題を解決するための手段の一つにすぎません。お互いに「目的」を共有することではじめて、共働が成立するといえます。

そのため、何を解決するために共働するのかという「目的」を共有し、共働の実施によって達成しようとする「目標」（なにを、どのくらい、いつまでに）を明確にし、共有しておく必要があります。

#### 【ポイント】

##### ●解決しようと考えている課題が一致していること。

一見すると、同じように見える取組みも、「目的」が同じであるとは限りません。そのような場合は、共働をはじめても、うまくいかない可能性があります。解決しようとする課題について、双方が十分に話し合っ、共通の認識を持って取り組むことが重要です。

##### ●実施しようと考えている事業の認識（規模・期間・対象範囲等）が同じであること。

双方が協力して行うため、両者が考えている事業の認識がある程度一致している必要があります。両者が考えている事業の内容、規模、期間、区域等の認識が一致していないと、事業の途中で大きなずれが出てしまう恐れがあります。

##### ●最終目標が一致していること。

共働終了時の最終目標として思い描いている姿が、双方異なる場合、共働終了時に「こんなはずではなかった」ということになりかねません。そのため、事業をはじめる前に、協議を重ね認識を合わせておく必要があります。

#### (2) 相互理解

NPOと行政は、それぞれ異なる特性を持っており、相互に補完し、それぞれの特性を活かすことで相乗効果が生まれ、単独で実施するよりも大きな事業効果が期待できます。

そのため、お互いの立場や特性、長所や短所を理解し、その違いを尊重するとともに、価値観等を押し付け合うことのないよう配慮が必要です。

#### 【ポイント】

##### ●NPOを理解していること。

NPOはそれぞれのミッション(使命)を持ち、独自の価値観に基づいて自主的・自立的に活動しています。NPOの特性を理解し活かすことができれば、事業内容や協力の仕方によって共働関係を築くことは可能です。「第2章 1. NPOを理解しよう(5ページ)」参照

##### ●行政を理解していること。

NPOから見ると行政は、すぐに行動できなかつたり、柔軟性が欠けていたり、文書が多く、やりにくいと感じられる場合もあります。しかし、そうした行政の仕組みを理解しておく、共働を効果的に進めることができます。

また、行政は法律や条例、各種計画に基づき施策を進めています。そのため、NPOは市ホームページで関係分野の基本計画を調べたり、担当部署の施策を確認する等によって、その内容を理解することが大切です。NPOの活動と、行政の施策を比べることで、共働できる部分や、相談のタイミングが見えてくる等、ヒントが見つかる場合があります。

(「第2章 3. 行政を理解しよう(12ページ)」参照)

##### ●十分な話し合いの機会を持つこと。

PDCA※2のそれぞれの段階で話し合いの場を持ち、お互いの理解を深めていくことが大切です。

##### ※2. PDCAとは

事業を円滑に進めるための手法の一つ。PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価・検証)、ACTION(行動・改善・見直し)の頭文字をとったもの。具体的には、業務計画の作成、計画に則った実施、その結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させることができる。

### (3) 対等の関係

NPOと行政が、双方の特性を認識し、尊重し合いながら、対等の関係のもとで共働を進めていくことが大切です。

#### 【ポイント】

##### ●双方に実施メリットがあること。

共働する相手にはない資源や特性をもっており、双方に共働による実施メリットがあることが大切です。双方に実施メリットが見出せないにもかかわらず、これまでの関係性のみを理由として共働を行うと、対等な関係を築くことは難しくなります。

##### ●どちらか一方に依存せず、双方が自立していること。

対等な立場で、共働するためには、依存の関係ではなく、双方が自立していることが大切です。

### (4) 役割分担と責任範囲の確認

NPOと行政の双方が、それぞれの特性を発揮できるよう、事業をはじめる前に、適切な役割分担と責任の範囲を、双方合意の上確認しておくことが大切です。その際、思い違いが生じないように、必要に応じて、それらを協定書や覚書等文書で明確化しておく必要があります。

## 【ポイント】

### ●お互いの責任範囲を明確にしていること。

事業を開始する前に、期限、役割分担、経費負担、責任の所在等について、あらかじめ明確に定めておくことが重要です。

事業実施に伴い想定される、利用者や第三者への損害、その他のリスクへの対応についても、双方の責任範囲を協定書等により明確にしておく必要があります。

### ●想定されるリスクの例

実行委員会方式や、共催等により事業を実施する場合に想定されるリスクとしては、例えば次のようなものがあります。

- ・現金等の管理に関するリスク（現金や通帳等の紛失、盗難など）
- ・情報管理に関するリスク（個人情報やデータ等の流出、盗難、喪失、破損など）
- ・ボランティアに関するリスク（事故等により、加害者又は被害者となる場合など）
- ・労務管理におけるリスク（スタッフの負傷等）



### ◆ボランティア活動保険への加入

「ボランティア活動保険」とは、ボランティア個人やグループ等を申込者とし、ボランティア活動者を被保険者として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体保険です。ボランティア活動中に発生した事故によるケガや賠償責任等について補償されます。

制度の詳細については、全国社会福祉協議会のホームページをご参照ください。

[\(https://www.saigaivc.com/insurance/\)](https://www.saigaivc.com/insurance/)

なお、「ボランティア活動保険」の加入手続きは、各地域の社会福祉協議会にお問い合わせください。

名 称	住 所	電 話 番 号
福岡市社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ2階	(092)713-0777
東区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市東区箱崎2-54-27 東区役所別館1階	(092)643-8922
博多区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市博多区博多駅前2-8-1 博多区役所6階	(092)436-3651
中央区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市中央区大名2-5-31 中央区役所1階	(092)737-6280
南区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市南区塩原3-25-1 南区役所別館	(092)554-1039
城南区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市城南区鳥飼5-2-25 城南区役所別館1階	(092)832-6427
早良区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市早良区百道1-1-1 UMIBE B.L.D 1階	(092)832-7383
西区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市西区内浜1-7-1 北山興産ビル1階	(092)895-3110

## (5) 公開性・透明性

共働は行政の公的資源を活用して実施するものであるため、公正で透明性が確保された手続きにより進める必要があります。NPOと行政の双方が情報を適切に公開し、市民に対する説明責任を果たすことが重要です。

共働の相手先の選定過程や、事業の進捗状況、成果の振り返り等の情報を公開し、透明性を確保することで、共働に対する市民の関心を高め、多くの市民の理解を得る効果が期待できます。

### 【ポイント】

#### ● NPOと行政の双方が情報発信を行うこと。

行政と共働する場合は、公的資源を活用することへの自覚と責任を持ち、行政のみならず、NPOも主体的に事業に関する情報を発信することが重要です。

#### ● 相手先の選定過程を公開していること。

選考方法、審査基準、審査結果等、選定の過程を明確にし、ホームページ等により市民に公開する必要があります。

#### ● 事業内容を公開していること。

事業の実施主体、目的、内容、経費等について、市民に分かりやすく公開することが求められます。

#### ● 事業の進捗状況を公開していること。

事業の進捗状況について、適宜、市民への情報提供を行うことが重要です。

#### ● 事業報告を公開していること。

事業終了後には、成果や課題等について市民に公開し、説明責任を果たす必要があります。

## (6) 成果の振り返り・評価

共働では、異なる複数の主体が対等な立場で事業に取り組むことから、PDCAサイクルでの事業展開を進めることが特に重要となります。

実施過程と事業終了後に、個別、双方又は第三者を加えた振り返り・評価を行い、共働により達成できたこと、できなかったこと等、課題を抽出し共有することで、その解決策を検討し、事業に反映させていくことができます。

### 【ポイント】

#### ● 振り返りの場を設けていること。

事業の進め方、課題、成果等について、NPOと行政の双方で振り返りを行うことが重要です。時期としては、「事業実施前」「事業実施途中」「事業終了後」が考えられますが、事業の内容や状況等に応じて振り返りを行いましょう。

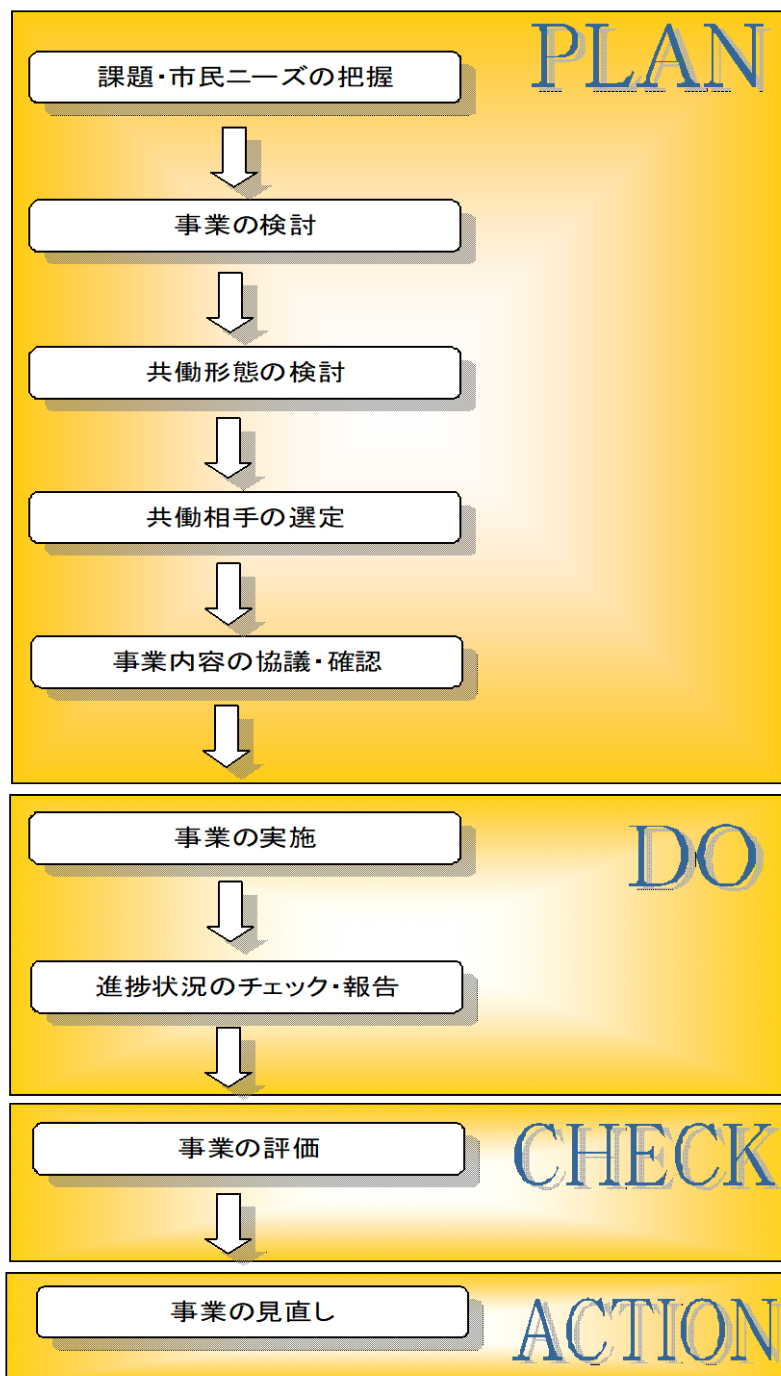
※振り返りや評価の方法としては、例えば、個別、双方での自己チェック、第三者による評価のほか、参加者アンケートによる事業の満足度を、評価として活用することも考えられます。

#### ● 振り返りから明らかになった課題や成果を次の展開に活用すること。

双方の視点の違いにより評価が異なる場合には、その相違を確認し認識を共有した上で、今後の改善や事業展開につなげていくことが求められます。

## 2. 共働の基本的な流れ

共働を進める一般的な流れは次のとおりです。事業に取り組む際には、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、計画的に実施し、その成果や課題を次の事業に活かしていくことが重要です。



### ◆共働は「共感」から始まる！



立場も特性の異なるNPOと行政が共働を進めるためには、互いの考えや思いを理解し、課題や目的を共有することが出発点になります。課題や目的を共有するためには、協議の段階において十分な時間を確保し、丁寧な対話を重ねることが重要です。検討の過程においては、双方の企画や考え方がそのまま実施できない場合もありますが、客観的な対話を通じて調整を行うことで、それぞれの強みを生かした共働につなげることが可能となります。

### 3. 課題や市民ニーズの把握

日頃からNPOと情報や意見交換を行い、地域課題や市民ニーズの把握に努めることが重要です。NPOは、さまざまな分野において問題意識を持ちながら、社会や地域の課題解決に向けて活動しており、専門的な知識や経験、当事者性も有しています。事業の準備段階においてNPOの意見を聴き、市民ニーズや地域の現状を把握することは、有効な手段の一つです。

例えば、交流会や意見交換会の開催、審議会や懇談会等において意見を聴取することなどが考えられます。

#### 【ポイント】

##### ●相談にのってもらったNPOと共働するの？

準備段階で意見を聴いたり、相談に応じてもらったNPOが、必ずしも事業の共働相手として選定されるとは限りません。共働相手の選定にあたっては、公平性・公正性を確保した選考を行う必要があります。そのため、NPOに意見を聴取する際には、誤解を防ぐ観点から、その点をあらかじめ明確に伝えておくことが重要です。また、NPOの知識やアイデアといった知的財産を、行政が無償で利用することのないよう、適切な配慮が求められます。

##### ●NPOから企画案が持ち込まれた場合にどう対処するの？

NPOから、課題解決に向けた企画案や相談が寄せられることがあります。これは、市政運営にNPOの視点や発想を取り入れる機会となり得るものであり、提案内容によっては、政策立案や業務改善のきっかけとなる場合もあります。

一方で、次の点について十分に検討することが必要です。

- ・提案内容が、専門性や先駆性などNPOの特性を生かしたものであるか
- ・既存の事業をより充実させることができるか
- ・共働により進めることが、市民サービスの向上につながるか

(※次ページからの「共働の検討」、「共働のパートナーの選定」を参考に検討してください。)



#### ◆あすみんの活用について

福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称：あすみん）は、さまざまな分野のNPOが利用しており、NPOに関する情報が蓄積されています。

また、大学生のボランティアグループやCSR（社会貢献）に取り組む企業等も利用しています。

- 自課の事業について、NPOの意見を聞きたい
- 特定の分野で活動しているNPOを紹介してほしい
- 社会貢献活動に積極的な企業が知りたい
- 市民参加型イベントを実施するため、団体の出展やボランティア募集に協力してほしい

このような場合には、「あすみん」をご活用ください。



## 4. 共働の検討

### (1) 現状把握、課題整理、事業目的等の検討

共働の検討には、「既存事業を見直し、発展させる場合」と、「共働により新たな仕組みや事業を創出する場合」とが考えられます。いずれの場合においても、対象となる事業について、①現状把握、②問題点の整理、③事業目的の明確化、④成果目標の設定を行った上で、共働が適しているかを検討する必要があります。

#### ●検討項目（例）

検討項目（例）	事例
① 現状把握	事業開始前に、事業に関連する状況や背景等の現状を把握します。
② 問題点の整理	現状把握により明らかになった問題や市民ニーズを整理し、課題を抽出します。
③ 事業目的	抽出した課題に対し、どのような状況を目指すのかを明確にします。
④ 成果目標の設定	事業目的について、いつまでに、どの程度の達成を目指すのかを設定します。

### (2) 共働により効果が期待できる事業

NPOと行政は、ともに公益・非営利の領域で活動していますが、すべての事業が共働に適しているわけではありません。

そのため、共働を検討する際には、対象となる事業が共働に適しているかどうかを十分に検討する必要があります。

共働に適した事業とは、NPOと行政がそれぞれの特性を活かし、協力して事業を実施することにより、市民サービスの質や量の向上が見込める事業です。

以下は、共働により効果が期待できる事業の例です。事業を検討する際の参考としてください。

#### ●共働により効果が期待できる事業（例）

事業（例）	ポイント
地域の実情に合わせる必要がある事業	NPOは地域の課題の解決に向けて活動しており、特に地域密着型のNPOは、地域特性をよく把握しています。こうしたNPOと共働することで、行政が実施する事業に地域の実情を反映させることができ、相乗効果が期待できます。
迅速性や機動性が求められる事業	行政単独では十分に対応しきれない場合であっても、NPOと共働することで、迅速かつ機動的な対応が可能となります。
先駆的な取組みが求められる事業	NPOは、新たな社会課題に先駆的に取り組む場合があり、行政単独では対応が難しい分野において、先駆的に活動しているNPOと共働することで、効果的な事業実施が可能となります。
高い専門性が求められる事業	特定分野で継続的に活動しているNPOは、専門的な知識やノウハウを有している場合があり、共働することで、その専門性を生かした事業効果が期待できます。
個々のニーズへの柔軟な対応が求められる事業	行政は公平性が求められるため、個別・多様なニーズに柔軟に対応することが難しい場合があります。NPOと共働することで、きめ細やかなサービスの提供が期待できます。
多くの市民の参加が求められる事業	NPOは、多様なネットワークを有し、多くの市民が活動に関わっています。これらの特性を生かすことで、イベントや啓発活動等において広く市民参加を促すことができ、市政への参画が期待されます。

## 5. 共働のパートナーの選定

### (1) NPOの情報収集

行政がNPOとの共働を実施しようとしても、共働相手として適したNPOが存在しなければ、事業を実施することはできません。また、NPOであればどの団体でもよいというわけではありません。

そのため、日頃から自部署の業務に関連するNPOに関する情報を収集しておくことが重要です。既にNPOとの共働実績がある担当課に確認するほか、ホームページやパンフレット、機関誌等から情報を収集する方法があります。また、新聞等でNPOの活動が取り上げられることも多いため、日常的に情報に目を向けておくことも有効です。

なお、NPO法人の活動状況については、毎年、所轄庁への報告が義務付けられており、市が認証したNPO法人については、市民公益活動推進課において事業報告書等を閲覧することができます。

\* NPOの情報収集方法については、「第2章 2. NPOの活動内容を知るには (8 ページ)」をご参照ください。

### (2) 適切な共働相手の選定

NPOは、活動分野や内容、財政規模、組織規模等が多様です。共働を効果的に進めるためには、まず共働の目的を明確にした上で、その目的に最もふさわしいNPOを選定する必要があります。

選定基準や方法は、共働の形態や事業内容によって異なりますが、例えば、団体に関する基準と事業内容に関する基準を設定し、必要に応じて項目を追加します。その上で、事業実施能力や運営状況等を総合的に検討し、共働を着実に進め、質の高いサービスを提供できるNPOを選定します。

### (3) 公平性の確保と情報公開

共働相手の選定基準や方法、選定結果、事業内容等を公開し、市民への説明責任を果たすとともに、公平性と透明性を確保することが重要です。

同一のNPOとの共働を安易に継続すると、NPOの自主性や自発性を損ない、依存関係が強まることで、事業の効果的な遂行が困難になるほか、特定のNPOの既得権化につながるおそれがあります。

こうした弊害を防ぐため、共働相手を含めた事業全体について、定期的に評価や見直しを行う必要があります。

## 6. 共働の実施

### (1) 事業実施前の情報交換・協議

共働を円滑に進め、事業を成功させるためには、事業実施前に共働相手と十分な情報交換・協議を行うことが重要です。お互いが保有する情報や資源を可能な限り共有し、事業内容に関する詳細事項について、あらかじめ整理、確認しておく必要があります。

#### ① 課題・目的・成果目標の再確認

事業実施前に、事業の目的や成果目標等について、共働相手と改めて協議し、再確認を行います。必要に応じて見直しや修正を行い、NPOと行政の双方が共通の目的意識と成果目標を持って事業を推進できるよう、十分な意思統一を図ります。

#### ③ 役割・責任分担等の明確化と、協定書・契約書の締結

事業実施前に、経費負担、役割分担、責任分担、事業期間、成果物の帰属先等について相互に確認します。必要な事項については、契約書、協定書、覚書等の書面により、明確に取り交わす必要があります。

### (2) 共働の基本原則の徹底

事業の実施にあたっては、共働の基本原則である、①目的・目標の共有 ②相互理解 ③対等な関係 ④役割分担と責任範囲の確認 ⑤公開性・透明性 ⑥成果の振り返り・評価を念頭に置きながら、事業を進めることが重要です。

### (3) 事業実施中の情報交換・協議

事業実施中においても、定期的に情報交換・協議の場を設け、進捗状況等を確認しながら事業を進めます。事業の遅れや課題、想定していなかった事態が発生した場合には、NPOと行政の双方で十分に協議し、対応策を検討した上で、適切かつ早期に対応することが重要です。

また、日頃から、連絡を密に取り、随時発生する課題や問題に迅速に対応できる体制を整えておく必要があります。

### (4) 市民への情報提供

事業をできるだけ多くの市民に知ってもらうことは、事業やNPOへの関心や理解を高めることにつながります。そのため、ホームページへの掲載や報告会の開催等により、事業の経過や成果について市民に情報提供を行うことが重要です。

## 7. 共働の振り返り、評価、見直し

共働を実効性のあるものとするためには、事業成果を客観的に評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うことが重要です。

### (1) 評価の目的（何のために評価するのか）

#### ①市民への説明責任

事業成果や進捗状況を市民に説明することにより、共働の透明性を確保し、市民からの信頼や関心を高めます。

#### ② 事業の改善

共働の成果や課題等を整理し、当該事業の改善や、共働終了後の発展的な展開につなげます。

#### ③事業成果・市民サービスの向上

成果や課題を明らかにすることで、共働による事業成果や市民サービスの質の向上を図ります。

#### ④ 事業の慢性化・長期化の防止

共働相手を含めた事業全体の評価・見直しを行い、事業の慢性化や長期化を防ぎます。

#### ⑤未来の共働への活用

共働によって得られた成果や課題、改善策を蓄積し、今後の新たな共働に活かします。

### (2) 評価の時期（いつ評価するのか）

評価は、事業開始前、事業実施中、事業終了後の3段階での評価が考えられます。

### (3) 評価の主体（誰が評価するのか）

評価は、行政のみで行うのではなく、共働の当事者である行政とNPOの双方が行うことが重要です。これにより、双方の視点や認識の違いを明らかにし、次の事業改善につなげることができます。また、事業内容に応じて、第三者や市民（受益者）による評価を組み合わせることも有効です。

### (4) 評価の項目（何を評価するのか）

評価項目は、事業内容に応じて設定します。

共働の過程だけでなく、当初、共働が必要とされた背景にある課題が解決されたかどうかを振り返ることが重要です。これらを実際の基本項目とし、それぞれの事業にふさわしい評価項目を加えて評価を行います。また、共働当事者間による評価と参加者アンケートの結果を比較し、必要に応じて第三者評価を組み合わせることで、評価の客観性を高めることができます。

## ●共働の評価項目（例）

項 目		評価に当たってのポイント
共働のプロセス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的を共有し、相互に理解しながら、対等かつ自立した立場で事業に取り組んだか。</li> <li>・協定書等に明記した役割分担を果たし、双方が十分に協議しながら事業を進めたか。</li> <li>・広報誌やホームページ等を活用し、事業の進捗状況や成果を積極的に公開しながら事業を進めたか。 等</li> </ul>
事業の成果	目的・目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定した事業目標が、定量的・定性的な観点から達成されたか。</li> <li>・当初の計画どおり事業が実施され、必要に応じた修正や改善が適切に行われたか。</li> <li>・投入した事業費に対して、期待される効果や成果が適切に得られたか。 等</li> </ul>
	市民の満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施によって、市民の関心や評価が向上したか。</li> <li>・市民ニーズを的確に把握し、それに基づいた事業を実施できたか。</li> <li>・事業の効果について、受益者（事業実施の効果を受取る第三者）の満足度が高いか。</li> <li>・市民サービスの向上を図り、市民満足度を高めることができたか。 等</li> </ul>
	共働による相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働による取組みが、双方が単独で実施する場合と比較して、事業効果を高めたか。</li> <li>・事業の認知度が向上し、行政と共働相手（NPO）とのネットワークが強化されたか。</li> <li>・双方が役割を適切に果たし、相互に強みや特性が発揮できたか。 等</li> </ul>
共働事業としての継続の必要性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度以降も事業を継続する必要があるか。</li> <li>・継続する場合、引き続き共働事業として取り組む必要があるか。 等</li> </ul>

### （５）評価結果の共有

事業の振り返りや評価結果について、NPOと行政の双方で率直に意見交換を行い、課題や改善策を共有することが必要です。この過程を通じて、それぞれの立場や考え方の違いを再認識し、相互理解を深めることにつながります。

### （６）評価の公表・情報公開

事業の振り返りや評価結果は、NPOと行政の間だけ共有するのではなく、ホームページ等を通じて広く公表することが重要です。広く市民に公開することで、共働事業の透明性や信頼性を高めるとともに、共働やNPOへの理解促進につながることを期待されます。

### （７）評価結果の活用

事業の振り返りや評価結果を踏まえ、次の事業展開に活かすことが重要です。評価結果は、今後の共働事業の企画や実施にフィードバックし、問題点が明らかになった場合には、その改善策を検討した上で、次の事業に反映させる必要があります。

自己評価シート(参考)

事業名	実行委員会名	記入団体名
-----	--------	-------

1 共働の進め方(プロセス)

評価項目		中間評価				最終評価			
①事業目的・成果目標を明確化し、共有しながら事業を進めましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	協定書に明記した事業目的を、常に双方が共通理解し、その目的の達成のために事業を進めた。 <b>&lt;目的の共有&gt;</b>	特記事項				特記事項			
②お互いの特性や立場の違いを理解し尊重しながら、対等な立場で事業を進めましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	NPOと行政が企画・実施段階において、それぞれの特性や立場を理解し尊重しながら、事業を進めた。 お互いが対等な立場で、専門性を活かし、主体的に事業を進めた。 <b>&lt;相互理解・対等・自立&gt;</b>	特記事項				特記事項			
③双方の役割分担を十分に果たしましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	協定書に明記した役割分担に基づき、それぞれが責任を持って事業に取り組む、適切な対応を行った。 <b>&lt;役割分担&gt;</b>	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			
④事業の報告や、意見交換・情報交換を行い、双方が進捗状況を確認し、意思疎通を図りましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	事業の報告など、双方の話し合い機会を適宜設け、事業の進捗状況の確認や情報交換を行った。 打ち合わせや協議事項について、記録に残して共有した。 <b>&lt;進行管理・情報共有&gt;</b>	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			
⑤課題の発生や、利用者からの苦情等に、適切に対応できましたか。		そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	事業を進める上で、課題が生じた際に、必要に応じ協議の上で、事業の進め方の軌道修正や手段の見直しを行った。 双方の連絡調整が円滑に行える体制をとり、トラブルの発生にすばやく対応できた。 <b>&lt;事業の見直し・苦情対応&gt;</b>	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			

※各評価項目について、着眼点を参考のうえ、該当する評価段階に○印を付けてください。

2 事業の成果		中間評価	最終評価
目的・目標の達成度	①目的の到達度（事業の目的にどの程度近づいたか？ 事業の目的達成にどの程度貢献したか？）※ <b>複数年の達成度</b>		
	②今年度の目標達成度（今年度予定事業は順調に実施できたか？今年度の目標は達成できたか？）※ <b>今年度の達成度</b>		
市民の満足度	③市民の満足度（事業によって市民の関心や評価が高まったか？） <b>※なるべく具体的事例を記載</b>		
	④共働の成果（共働で取り組んだことにより事業効果が上がった具体例） <b>※なるべく具体的事例・数値を記載</b>		
共働の相乗効果（具体的事例・指標）	⑤事業の認知度（行政の広報力やNPOのネットワークを活用し、事業の周知が進み認知度が上がった具体例）		
	⑥行政内のネットワークの強化（共働事業をきっかけに行政内部でも共働が進み、事業がさらに推進された具体例） NPOへの協力体制の充実（共働事業をきっかけにNPOに対する協力者が増え、事業がさらに推進された具体例）		
事業の継続性	⑦事業継続の必要性（来年度以降も事業を継続する必要があるか？ 事業の実施手法は共働か？委託？補助金？）		